

相模原労働基準監督署
相模原公共職業安定所

からのお知らせ

相模原市の政令指定都市移行(平成22年4月1日)に伴う取扱いについて

- ◎ 相模原労働基準監督署
相模原公共職業安定所 の名称及び管轄について

☞ 名称・管轄区域とも、変更ありません。

- ◎ 労働基準法に基づく、書類の取扱いについて【監督署 第1.2方面】

★ 就業規則・協定書等、すでに提出済みのもの

☞ 住所変更手続きは必要ありません。

4月1日以降に提出するものには新住所を記載してください。

- ◎ 労働安全衛生法に基づく、特定機械等の検査証及び免許証等について

【監督署 第3方面】

★ 検査証

☞ 設置地の書換え手続きをお願いします。書換申請書に検査証を添付して、新住所を表示している公的機関からの書面を提示してください。

なお、収入印紙は必要ありません。

★ 免許証等

☞ 住所変更の手続きは必要ありません。

- ◎ 労働保険に関する取り扱いについて【監督署 労災課 ・ 安定所 適用課】

★ 所在地変更届

☞ 厚生労働省において職権で変更します(システムにより順次変更します)

住所変更の手続きは必要ありません。

※ なお、年度更新手続きの時点では、旧住所で送付されます。

- ◎ 労災保険に関する取り扱いについて【監督署 労災課】

★ 療養、休業及び労災年金等の各支払い通知書・健康管理手帳 他

☞ 厚生労働省において職権で変更します(システムにより順次変更します)

住所変更の手続きは必要ありませんが、

4月1日以降も当面の間、旧住所で送付されます。

相模原労働基準監督署

【新住所】

〒252-0236

相模原市中央区富士見6-10-10

相模原地方合同庁舎4階

TEL 042-752-2051

相模原公共職業安定所

【新住所】

〒252-0236

相模原市中央区富士見6-10-10

相模原地方合同庁舎1階

TEL 042-776-8609